

お知らせ

令和八年二月一七日付け島根県告示第八五号で、次の事業について、土地収用法第三四条の三の規定による手続開始の告示がありました。

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川江の川水系江の川及び田津谷川改修工事（川越堤防）
並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

手続開始の告示があった土地は次のとおりです。

イ 収用の部分

島根県江津市桜江町田津及び川越地内

については、同法第三四条の五の規定によって、令和八年二月一七日から次のような効果が発生していますので、同法第二八条の二の規定に基づきお知らせします。

- 1 土地に対する補償金の額が固定されること
- 2 土地の形質等の変更及び関係人の範囲が制限されること
- 3 同法第三九条第二項の規定による裁決申請の請求が行えること
- 4 同法第四六条の二第一項の規定による補償金の支払請求が行えること
- 5 明渡裁決の申立てが行えること

なお、補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載しておりますので、必要な方は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所の川流域治水推進室又は江津市役所事業推進課においていただければ配布いたします。

その他不明な点については、左記事務所に照会ください。

連絡先

島根県江津市江津町六七二番地四

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所江の川流域治水推進室

〔電話〇八五五（五四）〇三七七〕